

# 社会・援護局関係主管課長会議資料

令和3年3月

総務課

# 目 次

## 重点事項

### 第1 自殺対策の推進について

- |                |   |
|----------------|---|
| 1 自殺対策の状況等について | 2 |
| 2 今後の自殺対策について  | 4 |

### 第2 矯正施設退所者の地域生活定着支援について

- |                    |    |
|--------------------|----|
| 1 事業概要について         | 15 |
| 2 令和3年度予算案の内容等について | 16 |

## 連絡事項

- |                                 |    |
|---------------------------------|----|
| 第1 共同募金運動について                   | 24 |
| 第2 社会福祉事業従事功労者等に対する厚生労働大臣表彰について | 25 |

## 参考資料

- |                              |    |
|------------------------------|----|
| 1 令和3年度 社会・援護局関係主要行事予定〈社会関係〉 | 27 |
| 2 令和3年度予算案の概要                | 28 |

# 重 点 事 项

# 第 1 自殺対策の推進について（自殺対策推進室）

## 1 自殺対策の状況等について

### （1）自殺の概況

警察庁の自殺統計では、我が国の自殺者数は平成 22 年以降 10 年連続で減少していたが、令和 2 年 7 月以降増加傾向にあり、令和 2 年は 21,081 人（確定値）※と、11 年ぶりに前年を上回った。特に女性の自殺者数の増加が顕著であり、厚生労働大臣の指定調査研究等法人の分析※によると、令和 2 年 8 月までの自殺の動向について、女性の自殺の背景に潜む経済生活問題、DV 被害、育児の悩みなど様々な問題がコロナ禍において深刻化し、自殺者数の増加に影響を与えている可能性等が指摘されている。

※ 令和 2 年暫定値は 21,077 人

※ 一般社団法人いのち支える自殺対策推進センター（JSCP）、「コロナ禍における自殺の動向に関する分析」（中間報告、令和 2 年 10 月 21 日公表）。

また、小中高生の自殺者数は 499 人（確定値）※と、前年比で約 25% 増、過去最大値となっており、その原因・動機としては、進路に関する悩みや学業不振等の学校問題に関する悩みが最も多く、次いで健康問題、家庭問題など様々である。

※令和 2 年暫定値は 498 人

過去には、アジア通貨危機やリーマンショックの際に自殺者が増加したこともあり、今後も、コロナ禍において、経済情勢への影響等により自殺リスクが高まることも懸念される。厚生労働省では、

- ・ 自殺を考えている方に対する相談体制の拡充、
- ・ やむを得ず職を失った方へのきめ細かな就労支援、生活資金でお悩みの方への支援

などを行うとともに、

・ 地域の保健、医療、福祉、教育、労働その他の関係機関のネットワークの構築等をはじめ、地域における自殺対策の取組を推進している。引き続き、各都道府県におかれては、自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、自殺対策への更なる取組をお願いしたい。

## (2) 自殺対策の状況

### ア 地域自殺対策計画の策定

平成 28 年 3 月の自殺対策基本法の改正により、各自治体に対して、地域の自殺実態、特性に応じた自殺対策大綱に基づく自殺対策計画の策定が義務付けられ、都道府県においては平成 29 年度中に、市町村においては遅くとも令和元年度までに策定又は見直ししていただくようお願いしているところである。しかしながら、未だ現時点において自殺対策計画の策定又は見直しを行っていない自治体もあることから管内自治体に対する策定状況の把握と策定に向けた支援をお願いする。また、新型コロナウイルス感染症への対応等により、地域自殺対策計画の策定等に支障がある場合にはご相談願いたい。なお、昨年度に続き、地域自殺対策交付金の交付の要件として地域自殺対策計画の策定を要件としているので御留意願いたい。

### イ コロナ禍における自殺対策

新型コロナウイルス感染症の影響による自殺リスクの高まりへの懸念から、都道府県等が行う自殺を未然に防止するための対策を強化することとし、対面、電話、SNS を活用した相談支援体制の拡充、各種相談に対応する人材の養成、情報発信の強化等に係る経費を令和 2 年度第三次補正予算に計上している。当該事業の実施に係る経費は、令和 2 年度予算となるが、今後に繰越を行う予定としており、令和 3 年度における事業実施も可能となることから積極的な活用をお願いしたい。

また、こころの健康相談統一ダイヤルについて、夜間における相談体制を強化するため、公益社団法人日本精神保健福祉士協会、一般社団法人日本精神科看護協会及び一般社団法人日本公認心理師協会が令和 3 年 1 月

11日より、18時30分から22時30分（月曜日～金曜日）において、相談を開始したところである。

更に、NPO法人自殺対策支援センターライフリンクが、「#いのちSOS」緊急プロジェクトとして、令和3年2月6日より新たな電話相談窓口「0120-061-338（フリーダイヤル・おもい・ささえる）」を開設し毎日12時から22時において、相談を開始したところである。

なお、これらの相談により、自治体の相談窓口の案内、又は、日本精神保健福祉士協会等及びNPO法人自殺対策支援センターライフリンクから自治体に対して対応等をお願いする場合もあり得るので、自治体におかれては、適切な対応をお願いしたい。

## 2 今後の自殺対策について

### (1) 自殺総合対策大綱の見直し

現在の自殺総合対策大綱（平成29年7月閣議決定）については、政府が推進すべき自殺対策の指針としての性格に鑑み、社会経済情勢の変化、自殺をめぐる諸情勢の変化、大綱に基づく施策の推進状況や目標達成状況等を踏まえ、おおむね5年を目処に見直しを行うこととされており、令和4年度の見直しにむけて、令和3年度より検討を開始する予定である。

### (2) 自殺対策に関する指定調査研究等法人の自治体支援

令和2年2月にJSCPを厚生労働大臣の指定調査研究等法人として指定し、令和2年4月から業務を開始しているところである。指定法人は、我が国の自殺対策の中核機関として機能するとともに、地域の状況に応じた自殺対策に助言をする役割を担っており、JSCPにおいて各地域を担当する「自治体コンシェルジュ」を配置し、自治体に対する支援体制を構築しているので活用いただきたい。

### (3) SNS相談内容に応じた包括的支援体制の構築等

令和3年度より、厚生労働省において、全国規模でSNS相談を実施する「基幹SNS相談事業者（仮称）」を選定し、事業者と自治体や支援団体が連携し、

入口から出口まで一環した包括的支援体制を構築する予定である。

また、地方自治体においては、新たにSNS地域連携包括支援事業として、「基幹SNS相談事業者(仮称)」と連携した包括的支援体制を構築するため、相談支援を行う専任職員を配置し、地域のネットワークを活用しつつ、相談者の相談内容に応じた具体的かつ継続的な支援を実施することとしている。

SNS相談内容に応じた包括的支援体制を構築するためには、より多くの地方自治体及び地域のネットワークが連携した対応が不可欠であるため、SNS地域連携包括支援事業の積極的な活用をお願いしたい。

#### (4) 地域レベルでの自殺対策の取組

自殺対策への取組は、地域自殺対策計画に基づき、その実効があがるよう、PDCAサイクルを徹底し事業を展開していくことが重要であり、地域自殺対策計画の確認シートを積極的に活用いただきたい。また、都道府県等に設置されている地域自殺対策推進センターにおいては、管内市区町村の自殺対策推進に関するエリアマネージャーとして、管内市区町村の地域自殺対策計画の策定・進捗管理・検証などの支援等、積極的な取組をお願いしたい。

また、令和3年度は、令和2年度から継続して、居場所を含めた地域の適切な社会資源につなぐための体制構築のモデル事業、自殺リスクの高い者(自殺未遂者、自殺念慮者)に対して、自殺につながる可能性のある様々な要因を排除するために、地域のネットワークによる包括的な支援体制の構築を目的としたモデル事業を実施する予定である。

更に、コロナ禍の影響を踏まえ、オンラインによるワンストップ総合相談会の開催や地域の様々な関係機関の繋ぎ役を担う専門職の配置等については、地域特性重点特化事業において実施が可能となる。

このため、都道府県及び管内市町村において、これらのモデル事業等の実施について積極的にご検討いただけるよう、ご配慮をお願いします。

なお、地域自殺対策計画の策定・進捗管理・検証などを行うに当たっては、警察庁から提供を受けたデータを基に、地域における自殺の基礎資料を当省ホームページに掲載しているので、ご活用頂きたい。

#### (5) 様々な支援窓口との連携について

自殺は複雑化・複合化した問題が最も深刻化したときに起きるとされている。失業、生活苦等の経済・生活問題、病気の悩み等の健康問題、家族関係の問題のほか、地域・職場のあり方の変化など様々な要因とその人の性格傾向等とが複雑に関係しており、自殺を防ぐためには、精神保健の視点だけでなく、本人の経済・生活面、人間関係等に係る包括的な支援を展開することが重要である。このような取組を実施するためには、様々な分野の支援者・組織が密接に連携していく必要がある。

これまでも、生活困窮者自立支援制度担当部局、ひとり親家庭施策担当部局、精神保健福祉部局や都道府県労働局などと自殺対策担当部局とが連携した支援をお願いしているところであるが、生きづらさを感じている方が必要とする適切な支援に繋がるよう、引き続き、関係する分野と連携した取り組みをお願いする。

#### (6) 自殺報道ガイドラインの周知について

メディアによる自殺報道は自殺を誘発する可能性があり、特に著名人の自殺に関する報道は影響が大きいことが世界保健機関（WHO）において指摘されている。JSCPにおける研究でも、令和2年10月の自殺者の増加については著名人の自殺報道の影響の可能性が極めて高い旨が報告されている。

WHOにより公表された「Preventing suicide: a resource for media professionals, update 2017」（邦訳「自殺対策を推進するためにメディア関係者に知ってもらいたい基礎知識」（「自殺報道ガイドライン」、自殺総合対策推進センター訳）については厚生労働省のHPに掲載している\*ので、改めて各自治体の関係報道機関等に対し周知を図っていただくよう、協力をお願いする。

(※) 厚生労働省HP「メディア関係者の方へ」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/seikatsuhogo/jisatsu/who\\_tebiki.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/jisatsu/who_tebiki.html)



(7) 自殺対策強化月間（3月）の取組

3月1日から自殺対策強化月間が始まった。新年度を控え、進学、就職、人事異動などにより生活環境が大きく変わるこの時期は、自殺リスクが高まることが懸念される。厚生労働省では、ポスターの掲示やインターネット広告による普及啓発を実施するほか、2月から「ゲートキーパーとして相談を受ける時のポイント」に関するネット記事<sup>\*1</sup>を公開したところである。また、昨年8月から、厚生労働省の特設サイト「まもろうよ ころろ」<sup>\*2</sup>を新設し、各種相談窓口や厚生労働省の取り組み等について紹介している。については、各自治体におかれても、これらの取組の周知など広く取組をお願いしたい。

また、毎年、自殺対策強化月間及び自殺予防週間（9月10日～16日）にあわせて「支援情報検索サイト」への支援情報データの登録をお願いしているが、支援が必要としている人が確実に適切な支援にたどり着けるよう、幅広い分野の支援情報の登録をお願いする。なお、自殺対策強化月間及び自殺予防週間以外の期間でも、「支援情報検索サイト」の更新は可能であるので、新たに追加したい支援情報がある場合には、自殺対策推進室にご相談いただきたい。

(※1) BuzzFeedネット記事「なんか生きづらいかも（厚生労働省）」

<https://www.buzzfeed.com/jp/ikizuraikamo-mhlw>

(※2) 厚生労働省特設サイト「まもろうよ ころろ」

<https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro/>

(※3) 支援情報検索サイト <http://shienjoho.go.jp/>

# 自殺対策の推進

## (1) 現状・課題

- 自殺者数は10年連続で減少していたが、昨年7月以降増加の傾向にあり、特に女性の自殺者が増加している。厚生労働大臣の指定調査研究等法人である(一社)いのち支える自殺対策推進センター(JSCP)の分析によると、女性の自殺の背景に潜む経済生活問題、DV被害、育児の悩みなど様々な問題がコロナ禍において深刻化し、自殺者数の増加に影響を与えている可能性等が指摘されている。
- 相談数の増加により、相談窓口に繋がりにくいという声もある。こころの健康相談統一ダイヤルの夜間相談対応のため、(公社)日本精神保健福祉士協会等が令和3年1月11日より、18時30分から22時30分に相談を実施。また、NPO法人自殺対策支援センターライフリンクが、「#いのちSOS」緊急プロジェクトとして、令和3年2月6日より、新たな電話相談窓口「0120-061-338(フリーダイヤル・おもい・ささえる)」を開設し、毎日12時から22時に相談を実施。

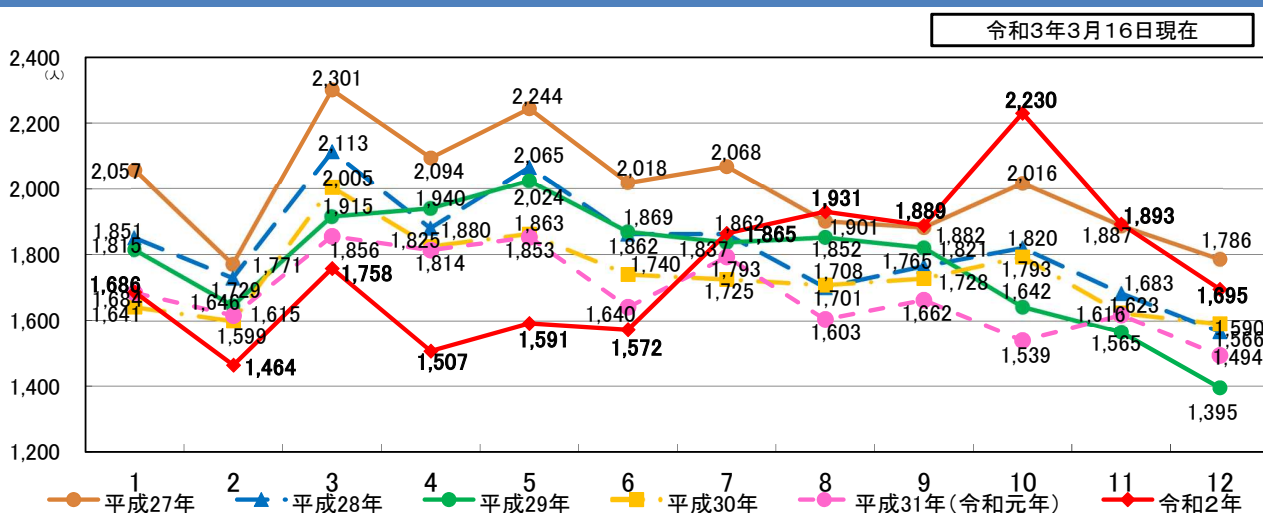
## (2) 令和3年度の取組

- 自殺対策の指針である「自殺対策総合大綱」については、令和3年度から次期見直しに向けた検討を始める予定。
- 地域自殺対策強化交付金において新たに、
  - ① 国において、**全国規模でSNS相談を実施する「基幹SNS相談事業者(仮称)」を選定し、事業者と自治体や支援団体が連携し、入口から出口まで一環した包括的支援体制を構築。**
  - ② 地方自治体において、**新たにSNS地域連携包括支援事業として、「基幹SNS相談事業者(仮称)」と連携した包括的支援体制を構築するため、相談支援を行う専任職員を配置し、地域のネットワークを活用しつつ、相談者の相談内容に応じた具体的かつ継続的な支援を実施。**
- コロナ禍における自殺リスクの高まりへの懸念から、**令和2年度第三次補正予算に相談体制の拡充や相談員の養成、情報発信の強化等に係る経費を計上**しており、来年度も継続した支援を実施。

## (3) 依頼・連絡事項

- SNS相談内容に応じた包括的支援体制を構築するためには、**より多くの地方自治体及び地域のネットワークが連携した対応が不可欠であるため、SNS地域連携包括支援事業の積極的な活用をお願いしたい。**
- 地域自殺対策強化交付金の交付に当たり、自殺対策大綱に基づく自殺対策計画の策定が要件となるので留意願いたい。また、予算の適正執行等の観点から、交付金の交付の趣旨に則った事業内容の精査に遺漏のないようお願いする。
- **JSCPにおいて、「自治体コンシェルジュ」を配置するなど自治体に対する支援体制を構築しているので活用いただきたい。**

## 自殺者数の最近の動向 (月別総数)



		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
令和2年	合計	1,686	1,464	1,758	1,507	1,591	1,572	1,865	1,931	1,889	2,230	1,893	1,695	21,081
	男性	1,189	1,031	1,250	1,063	1,093	1,061	1,199	1,253	1,229	1,341	1,242	1,104	14,055
	女性	497	433	508	444	498	511	666	678	660	889	651	591	7,026
平成31年(令和元年)	合計	1,684	1,615	1,856	1,814	1,853	1,640	1,793	1,603	1,662	1,539	1,616	1,494	20,169
	男性	1,176	1,122	1,324	1,289	1,298	1,145	1,230	1,139	1,161	1,073	1,086	1,035	14,078
	女性	508	493	532	525	555	495	563	464	501	466	530	459	6,091
対前年増減数(月別) (2-元)	総数	2	-151	-98	-307	-262	-68	72	328	227	691	277	201	912
	男性	13	-91	-74	-226	-205	-84	-31	114	68	268	156	69	-23
	女性	-11	-60	-24	-81	-57	16	103	214	159	423	121	132	935

※確定値

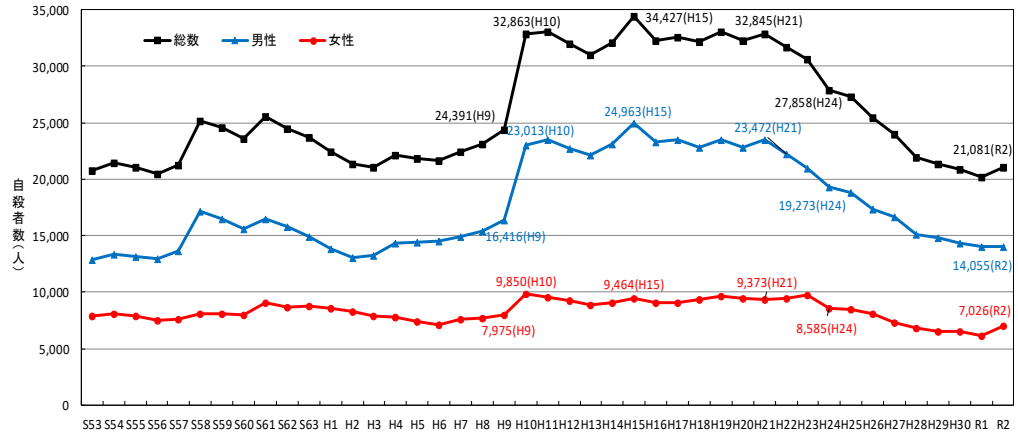
# 自殺者数の年次推移(昭和53年～令和2年)

## 自殺者の年次推移 (1ページ)

年次別	総数	男性	女性
S53	20,788	12,859	7,929
S54	21,503	13,386	8,117
S55	21,048	13,155	7,893
S56	20,434	12,942	7,492
S57	21,228	13,654	7,574
S58	25,202	17,116	8,086
S59	24,596	16,508	8,088
S60	23,599	15,624	7,975
S61	25,524	16,497	9,027
S62	24,460	15,802	8,658
S63	23,742	14,934	8,808
H1	22,436	13,818	8,618
H2	21,346	13,102	8,244
H3	21,084	13,242	7,842
H4	22,104	14,296	7,808
H5	21,851	14,468	7,383
H6	21,679	14,560	7,119
H7	22,445	14,874	7,571
H8	23,104	15,393	7,711
H9	24,391	16,416	7,975
H10	32,863	23,013	9,850
H11	33,048	23,512	9,536
H12	31,957	22,727	9,230
H13	31,042	22,144	8,898
H14	32,143	23,080	9,063
H15	34,427	24,963	9,464
H16	32,325	23,272	9,053
H17	32,552	23,540	9,012
H18	32,155	22,813	9,342
H19	33,093	23,478	9,615
H20	32,249	22,831	9,418
H21	32,845	23,472	9,373
H22	31,690	22,283	9,407
H23	30,651	20,955	9,696
H24	27,858	19,273	8,585
H25	27,283	18,787	8,496
H26	25,427	17,386	8,041
H27	24,025	16,681	7,344
H28	21,897	15,121	6,776
H29	21,321	14,826	6,495
H30	20,840	14,290	6,550
R1	20,169	14,078	6,091
R2	21,081	14,055	7,026

○令和2年の自殺者数は21,081人となり、対前年比912人(約4.5%)増。

○男女別にみると、男性は11年連続の減少、女性は2年ぶりの増加となっている。また、男性の自殺者数は、女性の約2.0倍となっている。



警察庁「自殺統計」より厚生労働省自殺対策推進室作成。

## 学生生徒の自殺者数(令和2年と令和元年の比較)

		未就学児童						学生・生徒等	小中高生(再掲)
			小学生	中学生	高校生	大学生	専修学校生等		
令和2年	総数	0	14	146	339	415	125	1,039	499
	男性	0	4	77	199	297	75	652	280
	女性	0	10	69	140	118	50	387	219
令和元年	総数	0	8	112	279	390	99	888	399
	男性	0	3	65	199	283	69	619	267
	女性	0	5	47	80	107	30	269	132
差	総数	0	6	34	59	25	26	150	99
	男性	0	1	12	-1	14	6	32	12
	女性	0	5	22	60	11	20	118	87

注：警察庁自殺統計原票データを基に厚生労働省自殺対策推進室作成

# 自殺総合対策の推進

令和3年度予算案 34億円(令和2年度33億円)

【内訳】

地域自殺対策強化交付金	27.8億円(26.3億円)
調査研究等業務交付金	4.4億円(4.4億円)
地域自殺対策推進センター運営事業費	1.3億円(1.3億円)
その他(本省費)	94百万円(96百万円)

## ※令和2年度第三次補正予算額

(新) 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 140億円の内数

＜自殺総合対策大綱に掲げた数値目標＞  
自殺死亡率を令和8年までに  
平成27年比で30%以上減少

### 1. 地域自殺対策強化交付金による自殺対策の推進(令和3年度:27.8億円)

- 自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱に基づき、地域の実情に応じた実践的な自殺対策の取組を支援する。
- (新) SNS等の相談体制を強化し、相談からの具体的支援につなげるため、地域のネットワークを活用した包括的な支援体制を構築する。
- コロナ禍において、自殺防止対策に取り組む民間団体に対して、電話やSNSを活用した相談事業等に継続的な支援を行う。

### 2. 指定調査研究等法人機能への確保等(令和3年度:6.6億円)

- 我が国の自殺対策の中核として機能する指定調査研究等法人が行う調査研究の充実や地域の自殺対策への取組支援を実施。
- 地域自殺対策推進センターが、管内市町村における自殺対策の支援を実施。

### 3. (新) 自殺防止対策に係る相談支援の体制強化(令和2年度第三次補正:140億の内数)

- コロナ禍において自治体が行う、対面、電話、SNSを活用した相談支援体制を拡充するとともに各種相談に対応する人材の養成を強化する。
- 自殺防止対策の支援が自殺リスクを抱える方に届くように情報発信の強化を行う。

SNS等の相談から、地域におけるネットワークを活用した包括的な支援

対面、電話、SNSを活用した相談体制の拡充、人材養成の強化



## SNS地域連携包括支援事業

令和3年度予算案  
地域自殺対策強化交付金27.8億円の内数

- SNS等の相談体制を強化し、相談からの具体的支援につなげるため、地域のネットワークを活用した包括的な支援体制を構築する。

### 厚生労働省

◆(実施主体:民間団体、補助率:10/10)

◆(実施主体:都道府県(保健所単位)、市町村 補助率:2/3)

#### 基幹SNS相談等(民間団体)

##### ◆SNS相談支援等業務

- SNS相談 ・全国からSNS相談を受付
- SNS相談員養成 ・SNS相談員養成ガイドラインの作成  
・SNS相談員の養成
- 居場所づくりと提供 ・ネット上の居場所の提供

##### ◆地域支援業務

- 連携自治体との協力 ・具体的支援へのつなぎ  
・ハイリスク者への緊急対応
- 相談者への支援 ・リアルな居場所づくりへの支援  
・連携自治体以外に居住する相談者への支援

※地域ブロック毎に連絡調整部門を設置し、本人同意のもと相談者の情報共有を行う。

#### 連携自治体(都道府県(保健所位)、市町村)

##### 【連携自治体の要件】

- ・基幹SNS相談団体との連絡・調整及び相談者への支援を行う専任職員の配置
- ・個人情報の厳正な取扱

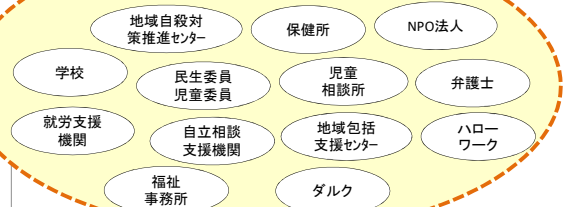
##### 【業務】

- ・段階的相談(電話→面談)
- ・相談者の実情にあわせ、地域のネットワーク団体も活用した具体的支援に向けた調整(支援会議の実施)
- ・継続的支援(フォローアップ)

②連携(本人同意のもと情報提供)

##### ③連絡・調整

#### 【地域のネットワーク団体(例)】

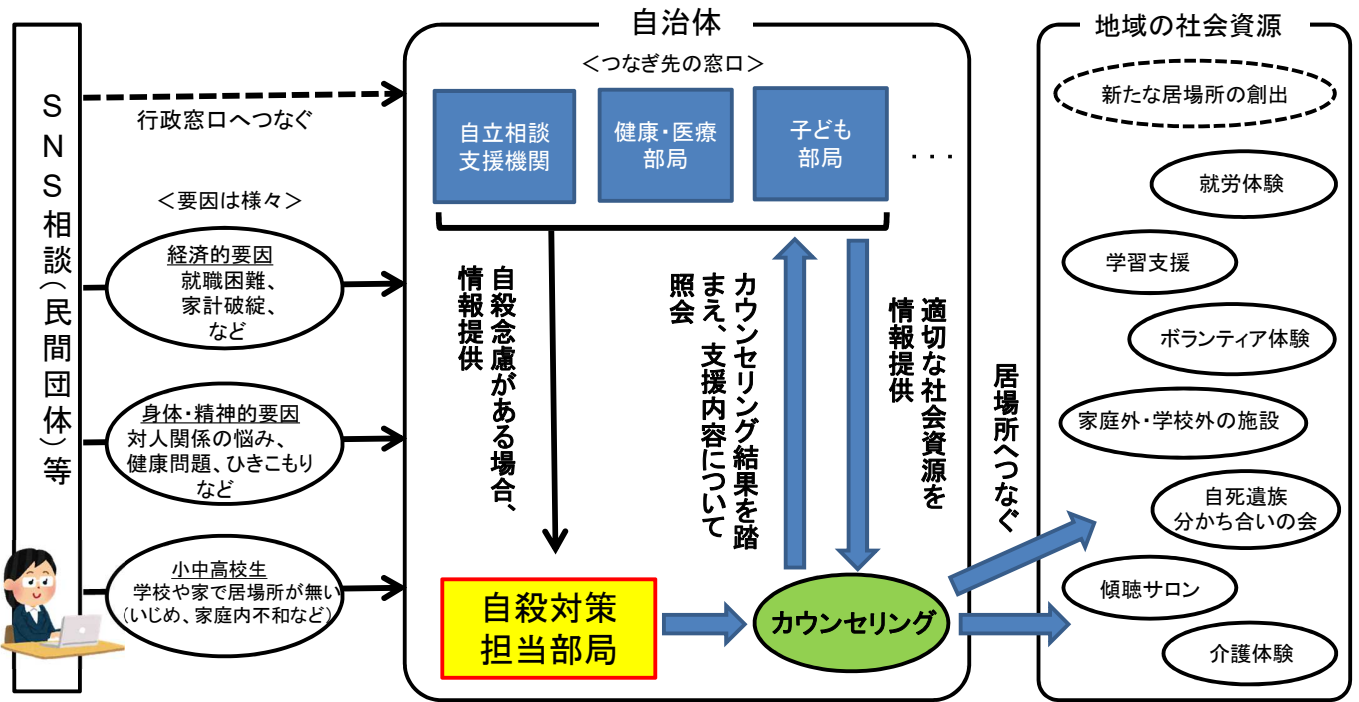


①～③の体制を構築することで、相談者からのSNSによる相談内容を踏まえ、相談者の実情にあわせた、より具体的な支援を提供するために、自治体と地域のネットワーク団体が連携して対応

# 居場所づくり・地域の社会資源につなぐための体制構築モデル事業

令和3年度予算案: 27.8億円の内数  
事業開始年度: 令和元年度

概要	SNS相談から具体的支援につなげる場合を含め、若者が悩みを気軽に話することができる居場所づくりを推進するとともに、自治体の自殺対策担当者が生活困窮者自立支援制度などの各分野の窓口へ支援を行い、居場所を含めた地域の適切な社会資源へ確実につなげるための体制を構築するため、自治体によるモデル事業を行う。 ※事業成果を検証し、今後の改善につなげる。		
対象	SNS相談等を利用した相談者(主に若年層)	実施主体	市町村
		交付率	10/10

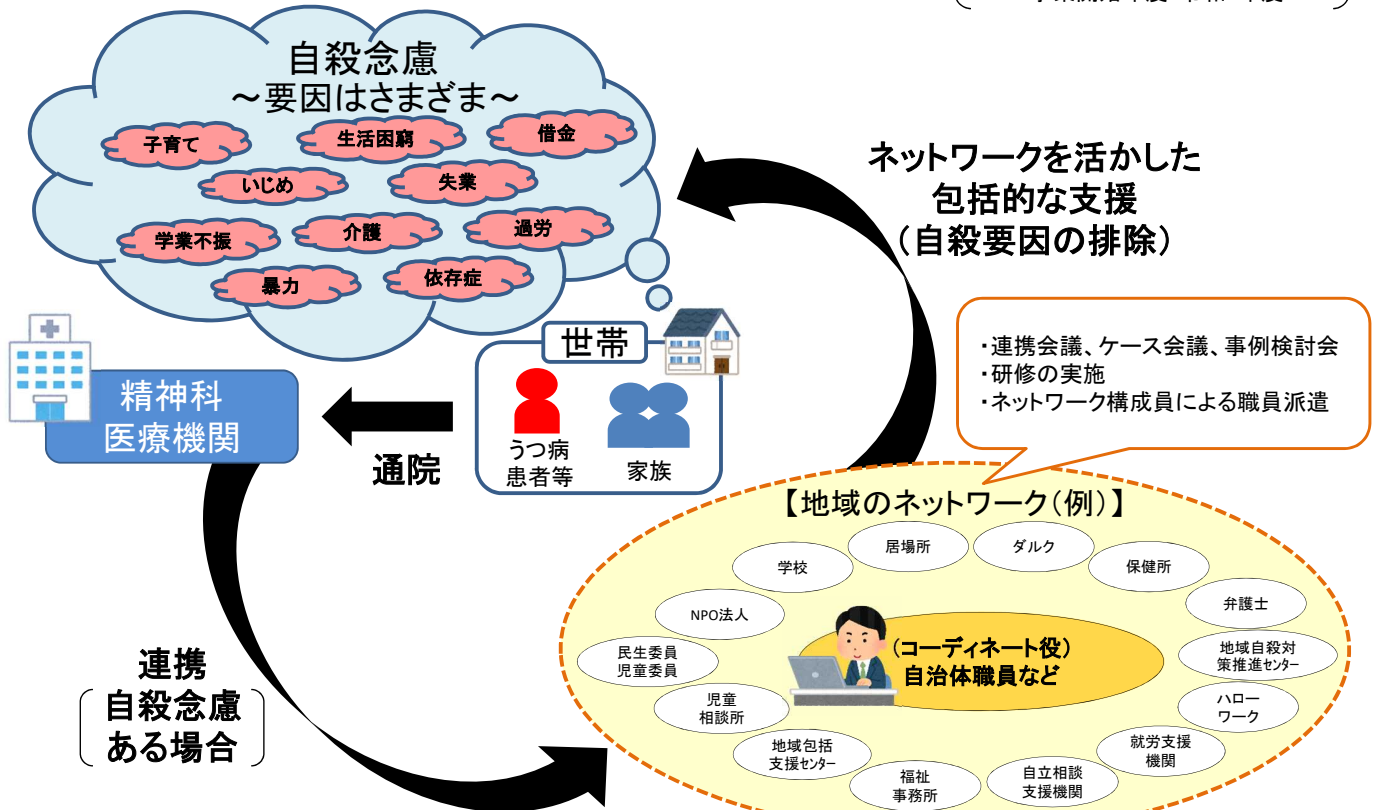


## 精神科医療機関と支援機関等との連携体制の構築(市町村モデル事業)

～自殺念慮を抱えた精神疾患患者とその家族に対する自殺要因の排除に向けた包括的支援～

【事業概要】自殺者の多くは、うつ病等の精神疾患の診断を受けていることが多いため、普段から受診している精神科医療機関と地域の支援機関等によるネットワークとの連携により、早期の段階から支援を行っていくための体制を構築する。

令和3年度予算案: 27.8億円の内数  
実施主体: 市町村  
事業開始年度: 令和2年度

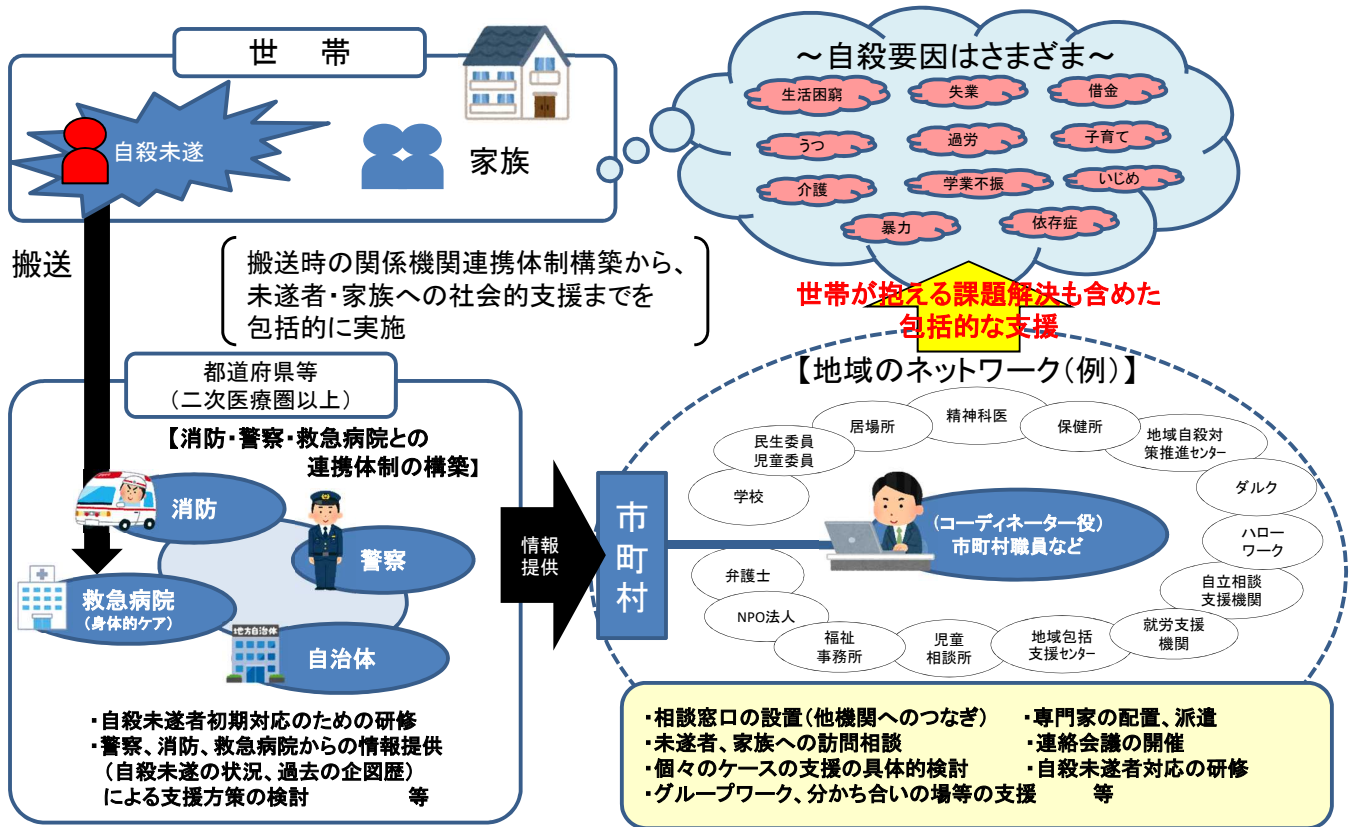


# 自殺未遂者等に対する地域における包括的支援(都道府県・市町村モデル事業)

～未遂者とその家族に対する緊急搬送時から自殺要因の排除に向けた切れ目無い包括的な支援～

【事業概要】自殺未遂歴のある自殺者が多く、特に20～30歳代女性の自殺者のうち、自殺未遂歴があるのは40%以上にのぼる。自殺未遂によって救急搬送された際の関係機関における連携体制の構築から、世帯が抱える課題解決も含めた社会的支援までを包括的に実施する。

令和3年度予算案:27.8億円の内数  
実施主体:都道府県、市町村  
事業開始年度:令和2年度

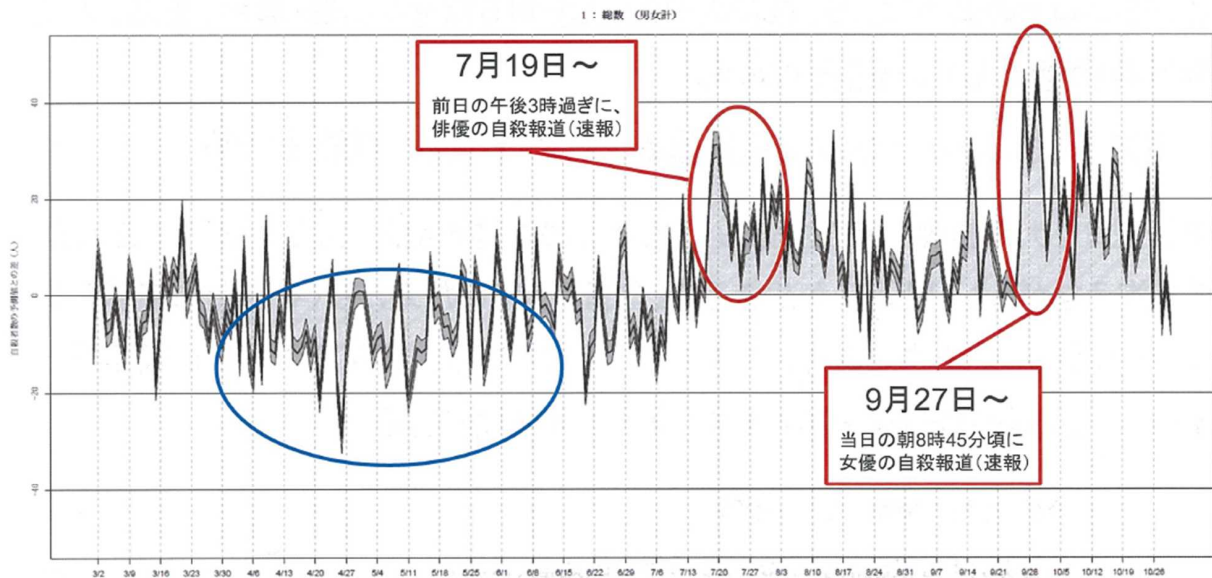


## 令和3年度地域自殺対策強化交付金事業メニュー一覧

事業メニュー	事業内容	交付率
① 対面相談事業	相談会(個別・総合)の実施、対面相談窓口の設置・運営、訪問相談の実施	1/2
② 電話・SNS相談事業	電話、メール、SNS等による相談窓口の設置・運営	
③ 人材養成事業	・行政機関等の相談担当者、NPO法人・ボランティア団体等の関係団体職員、一般住民等を対象とするゲートキーパー等の自殺対策に関わる人材養成 ・上記実施に係る指導員・講師の養成	
④ 普及啓発事業	自殺予防に関する啓発(パンフレット・チラシ等の広報媒体の作成・配布、シンポジウムの開催等)	
⑤ 自死遺族支援機能構築事業	自死遺族関係団体等に対する活動等の支援(分かち合いの会、法律面・生活面の相談支援)	
⑥ 計画策定実態調査事業	都道府県・市町村計画の策定に係る情報収集・分析等の実施	2/3
⑦ 若年層対策事業	若年層向けの対面相談、電話・SNS相談、人材養成、普及啓発(研修等の周知のための配布物の作成はポスター、チラシの類に限る)の各事業	
⑧ <u>SNS地域連携包括支援事業【新規】</u>	<u>国が選定する「基幹SNS相談事業者(仮称)」と連携した包括的支援体制を構築するため、地方自治体に相談支援を行う専任職員を配置し、地域のネットワークを活用しつつ、相談者の相談内容に応じた具体的かつ継続的な支援を実施。</u>	
⑨ 深夜電話相談強化事業	深夜から早朝(22時から翌5時)にかけての電話、メール、SNS等による相談窓口の設置・運営	10/10
⑩ 自殺未遂者支援事業	自殺未遂者支援に関する事業(ただし、⑭に関するものを除く)	
⑪ 災害時自殺対策継続支援事業	⑩の実施後、引き続き対応が必要な事業	10/10
⑫ 災害時自殺対策事業	大規模な災害により自殺リスクが高まっている場合に、災害発生から一定期間における対応	
⑬ ハイリスク地対策事業	自殺のハイリスク地(自殺多発地域)における対策の実施(パトロールの実施等) ※障壁等の整備は対象外。	
⑭ 自殺未遂者支援・連携体制構築事業	自殺未遂者支援のための医療機関等との連携体制の構築(1年目に限る) ※原則、都道府県で実施。	
⑮ <u>地域特性重点特化事業【拡充】</u>	①～⑦、⑨、⑩のうち、地域特性を踏まえて重点特化する取組であり、当該地域の自殺が減少することが見込まれるもので厚生労働省が認める事業(モデル事業を含む) <u>※新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた、オンラインによるワンストップ総合相談会、地域の様々な関係機関の繋ぎ役を担う専門職の配置は、当該事業で実施</u>	

2015～2019年の回帰モデルに基づく予測値と実測値との差(男女計)

2020年の自殺者数の予測値が「0」で、マイナスは予測値よりも自殺が少ないことを、プラスは予測値よりも自殺が多いことを表している。4月から5月までは予測値を下回る傾向にあり、7月中旬以降は逆に予測値を上回る傾向にあることが分かる。(ただし、暫定値のため、特に10月末の値は不確実である可能性がある。)



※「曜日、祝祭日、連休等」「年内の週」「長期トレンド」による変動を排除してある。  
 ※中心の線が推定値、上下の線が推定値の95%信頼区間の上限と下限。(予測値に「ずれ」があるため、実測値との差にも「ずれ」が生じる。)

1,2) 警察庁「自殺統計」  
 JSCP集計\_20201123

自殺報道ガイドライン (WHO)

自殺対策を推進するために  
 メディア関係者に知ってもらいたい  
 基礎知識

2017年 最新版

Preventing suicide: a resource for media professionals, update 2017



World Health Organization (WHO)

訳 自殺総合対策推進センター



自殺に関する責任ある報道：  
 すぐわかる手引 (クイック・レファレンス・ガイド)

やるべきこと

- どこに支援を求めるかについて正しい情報を提供すること
- 自殺と自殺対策についての正しい情報を、自殺についての迷信を拡散しないようにしながら、人々への啓発を行うこと
- 日常生活のストレス要因または自殺念慮への対処法や支援を受ける方法について報道をすること
- 有名人の自殺を報道する際には、特に注意すること
- 自殺により遺された家族や友人にインタビューをする時は、慎重を期すること
- メディア関係者自身が、自殺による影響を受ける可能性があることを認識すること

やってはいけないこと

- 自殺の報道記事を目立つように配置しないこと。また報道を過度に繰り返さないこと
- 自殺をセンセーショナルに表現する言葉、よくある普通のこととみなす言葉を使わないこと、自殺を前向きな問題解決策の一つであるかのように紹介しないこと
- 自殺に用いた手段について明確に表現しないこと
- 自殺が発生した現場や場所の詳細を伝えないこと
- センセーショナルな見出しを使わないこと
- 写真、ビデオ映像、デジタルメディアへのリンクなどは用いないこと

# 令和2年度自殺対策強化月間(3月)の取組

- 広報ポスターやインターネット広告等によるSNS・電話相談窓口等の周知を実施。
  - 自分の周りにはいるかもしれない「生きづらさを抱えた方々」の存在に気づき、思いに寄り添い、必要に応じて専門家につながる見守っていくというゲートキーパーとしての役割について周知され、行動する人を増やすことを目的としたネット記事を作成。
- ※ ゲートキーパー：悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。

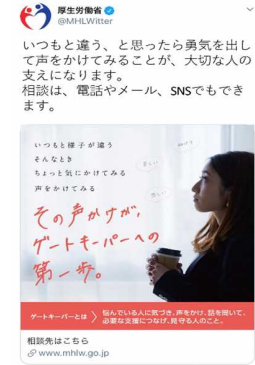
## 【広報ポスター・インターネット広告】



### ○検索広告 (Google・Yahoo!)



### ○SNS広告 (Facebook・Twitter・LINE)



### ○動画広告 (YouTube・Yahoo!)



## 【ネット記事】 ※図はイメージ

- ・周りに「生きづらさを抱えた方々」がいる場合の声かけやサポート方法について、専門家へインタビューを実施。
- ・インタビューを記事にし、声かけする大切さ、声かけのポイント、相談窓口を頼ることなどについて紹介することで、ゲートキーパーとして行動する人を増やすことを目的とする。

Sponsored 公開 Feb 8, 2021

どう反応していいか迷う...。人から相談されたときに遭遇する4つのこと  
 専門家に教えてもらった「悩んでいる人に声をかけをするときのポイント」もあわせて紹介します。

なんかな生きづらいかも (厚生労働省) Sponsor

最初のコメントを書く



①メールやLINEで相談にのると文章がめちゃくちゃ長くなる



# 支援情報検索サイトの利用方法

悩み別、方法別、地域別に相談したい方に合った相談窓口を検索することができるサイトです。

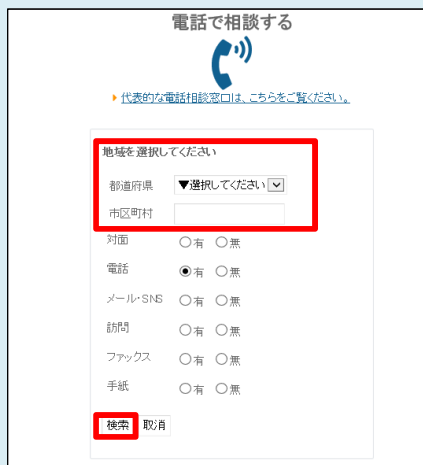
①支援情報検索サイト <http://shienjoho.go.jp/> にアクセスします。

②知りたい情報を選びます。



③都道府県・市区町村を選択し「検索」。

※②で「電話」を選択した時の画面です。  
 ※都道府県・市区町村を選択しなくても検索できます。



④検索結果が表示されるので、相談先を選びます。

※「詳細」をクリックするとさらに詳しい情報が表示されます。

検索結果	詳細
<p>10代20代の女性のためのLINE相談</p> <p>実施主体 特定非営利活動法人 BONDプロジェクト 民間</p> <p>期 毎月第1・3金曜日・土曜日・日曜日 16時から19時(18時30分まで)受付 18時19時30分から20時30分(20時まで)受付</p> <p>問合せ先 -LINEID@bondproject- メール:bond@bondproject.jp 電話:070-6646-6319</p> <p>事業内容 10代・20代の生きづらさを抱える女の子のための支援による支援を実施しています。</p>	詳細
<p>18歳未満の子どもの、その家庭に関するあらゆる相談</p> <p>実施主体 中野区 行政</p> <p>期 月曜日から金曜日 午前8時から午後5時まで</p> <p>問合せ先 03-3228-7867(子ども家庭相談専用)</p> <p>事業内容 12歳に満たない(いわゆる「12歳以下」)とされている(いわゆる「12歳以下」)子ども自身の相談も受け付けています。</p>	詳細
<p>4155(いこ)に電話相談事業</p> <p>実施主体 東京都児童相談センター 行政</p> <p>期 平日 8:00~21:00 土日祝日 9:00~17:00(年末年始を除く)</p> <p>問合せ先 03-3366-4155(いこ)に電話相談 FAX 03-3366-6336</p> <p>事業内容 18歳未満の子供に関する様々な相談を受け付けています。</p>	詳細
<p>DV(パートナーからの暴力)相談</p> <p>実施主体 杉並区 行政</p> <p>期 (月)~(金) 9:00~17:00 祝日・休日 休(年末年始を除く)</p> <p>問合せ先 すずみねの専用ダイヤル:03-5307-0022</p> <p>事業内容 配偶者(パートナー)からの暴力の相談を受け付けています。</p>	詳細
<p>DV(パートナーからの暴力)相談</p> <p>実施主体 杉並区 行政</p> <p>期 (月)~(金) 9:00~17:00 祝日・休日 休(年末年始を除く)</p>	詳細



イラスト：細川 裕々



## 第2 矯正施設退所者の地域生活定着支援について

### 1 事業概要について

刑又は保護処分の執行のため矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所及び少年院）に入所している人のうち、高齢又は障害のため福祉サービスを受ける必要がある人等が、退所後直ちに必要な福祉サービスを受けることができるよう（いわゆる出口支援）、平成21年度から「地域生活定着支援事業（現在は地域生活定着促進事業）」が開始された。

本事業では、支援の対象となる人が矯正施設に収容されている時から、各都道府県の地域生活定着支援センターが、矯正施設や保護観察所、既存の福祉関係者と連携して、支援対象者が釈放直後から福祉サービスを受けられるよう取り組んでいただいている。

令和3年度からは、平成29年12月に閣議決定された「再犯防止推進計画」において、入口支援の実施方策を含む刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関等との連携の在り方についての検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に基づき施策を実施することとされていることを踏まえ、高齢又は障害により自立した生活を営むことが困難である刑事司法手続きの入口段階にある被疑者・被告人等に対して、釈放後直ちに福祉サービス等を利用できるようにするため、新たに高齢・障害被疑者等支援業務（いわゆる入口支援）を開始することとしている。

#### 【地域生活定着促進事業における地域生活定着支援センターの主な業務】

##### （1）コーディネート業務

保護観察所からの依頼に基づき、福祉サービスに係るニーズの内容の確認等を行い、受入れ先施設等のあっせん又は福祉サービスに係る申請支援等を行う。

##### （2）フォローアップ業務

コーディネート業務を経て矯正施設から退所した後、社会福祉施設等を利用している人に関して、本人を受け入れた施設等に対して必要な助言を行う。

##### （3）高齢・障害被疑者等支援業務

保護観察所からの依頼に基づき、身柄を拘束された高齢又は障害のある被疑者等を対象として、福祉サービス等に係るニーズの内容の確認等を行い、福祉サービス等の利用調整を行うこと、及び釈放後、必要な援助等を継続的に行う。

##### （4）相談支援業務

懲役若しくは禁錮の刑の執行を受け、又は保護処分を受けた後、矯正施設から退所した人及びその他センターが福祉的な支援を必要とすると認める人の福祉サービ

スの利用に関して、本人又はその関係者からの相談に応じて、助言その他必要な支援を行う。

## 2 令和3年度予算案の内容等について

### (1) 令和3年度予算案の内容について

本事業の取組み状況については、各都道府県の取扱件数に大きな差異が見られることもあり、矯正施設収容中から全国レベルの広域調整を行う基礎的な機能を担保し、かつ、業務件数に応じた必要な事業費を確保するため、令和2年度と同様、基礎事業費と実績に応じた事業費からなる補助基準額を設定する。

また、令和2年度は、地域ネットワーク強化のための取組（地域福祉支援検討会、福祉事業者巡回開拓及び地域福祉研修）を行う場合は、事業費の加算を設けたが、令和3年度においては、これらに加え、新たに開始する高齢・障害被疑者等支援業務を行うために必要な基礎事業費を設定している。

具体的には、「生活困窮者就労準備支援事業費等補助金」のメニュー事業として、以下のとおり実施する。

#### ア 実施主体

都道府県（社会福祉法人、NPO法人等に運営委託可）

#### イ 補助率

定額補助（3／4相当）

#### ウ 補助基準額

実施主体ごとに以下の合計額を補助基準額とする。

- ・ 基礎事業費：最大 27,000 千円（入口支援分及び出口支援分）
- ・ コーディネート業務・フォローアップ業務の業務件数に応じた事業費  
：1件当たり 80 千円
- ・ 地域ネットワーク強化の業務に応じた加算：最大 3,000 千円  
(※ 詳細については参考資料も参照されたい。)

### (2) 高齢・障害被疑者等支援業務について

#### ア 業務の開始時期

業務の開始時期は、業務が可能な実施体制が確保された時点とし、例えば、高齢・障害被疑者等支援業務の開始に向けた職員の新規採用、支援に向けて関係機関との協議を開始した時点等とする。また、業務の開始時期に応じて国庫補助額

を調整することとしていることから、可能な限り早期に業務が開始できるよう、事業の受託団体との調整についてお願いするとともに、円滑かつ早期の業務開始のため、必要な地域生活定着支援センター職員の増配置や、地方検察庁、保護観察等の関係機関との協議等を令和3年4月以降速やかに行えるよう準備を進められたい。

#### イ 実施体制

職員の配置は、従前の6名に新たに3名を加えて9名を基本とすることを予定している。

#### ウ 支援対象者

以下のすべての要件を満たす者であることを予定している。

- ①保護観察所からの協力依頼の発出時点で身柄を拘束された被疑者又は被告人であること
- ②高齢又は障害のため福祉的支援が必要と認められること
- ③更生緊急保護の要件を満たすことが見込まれ、その保護を受けることを希望していること
- ④公共の衛生福祉に関する機関等に個人情報を提供することについて同意していること

#### エ 支援内容

- ①保護観察所からの協力依頼を受けて支援を開始する。
- ②本人と面接又通信によりアセスメントを行い、支援計画書を作成し、保護観察所に提出する。
- ③釈放後の福祉事務所、受入れ福祉施設等への同行、手続きの援助等を行う。
- ④地域生活に移行後、継続的な援助等を行う。
- ⑤一定期間経過後、支援経過報告書を保護観察所に提出する。

#### オ その他留意事項

令和3年度の本業務の実施にあたって、支援対象者は保護観察所からの協力依頼のあった者としている。検察庁又は弁護士から、保護観察所を介さずに直接依頼のあったケースについては、本事業としては取り扱わず、相談支援業務として実施して差し支えない。なお、弁護士から依頼のあるケースについては、その取扱いについて令和3年度中に日本弁護士連合会と協議を行うこととしている。

### (3) 既存の福祉的支援等との連携強化等について

そもそも、犯歴の有無を問わず、支援ニーズがあって真に支援を求める人に対しては、地域において福祉的支援が受けられる環境を整備することが必要である。また、

本事業は、限られた社会保障の資源を、長期間の身柄拘束で地域とのつながりを失った人に特に優先して活用し、広域調整によって必要な支援を地域で受けられるようにするものであって、既存の福祉的支援との連携強化を進めることが重要であると考えている。

連携強化については、参考として平成 27 年 12 月 24 日に事務連絡「違法行為をした障害者・高齢者のうち福祉的支援を要し真に支援を望む人への支援について」を发出している。

また、法務省とは継続的に連携のあり方等に係る協議を行ってきたところ、地域生活定着支援センターの業務の円滑化を図るため、これまでも、地域生活定着支援センターに提供される情報の充実化や保護観察所による生活環境の調整の強化などを法務省側に要請し、実現されてきた。今後とも、都道府県や地域生活定着支援センターの御意見を踏まえ、法務省と必要な協議を行っていく。

### (3) 人材養成研修の実施について

本事業の推進・充実には地域生活定着支援センター職員のスキル向上が求められるところ、業務経験年数が3年以下の職員が多く占める現状等を踏まえ、令和3年度も同センターの職員を対象に、初任者研修及び中級者研修を主とする地域生活定着支援人材養成研修を実施する予定であることから、同センター職員の積極的な研修受講について留意されたい。

### (4) 委託先の選定等に当たっての留意点

本事業については、委託を可能としているところであるが、再犯防止推進計画も踏まえ、今後も一層着実な実施を図るためには、委託した事業の支援の質、積み上げてきた信頼関係の継続性の確保や、支援に係る従事者の育成が重要である。

また、事業を委託した場合も、実施主体は各都道府県であり、いわゆる「丸投げ」とならないように主導的に事業の推進に関与する必要がある。具体的には、委託先の事業者が効果的に事業を運営していくためには、既存の福祉的支援等との連携強化など、各都道府県の適切なバックアップが不可欠である。各都道府県においては、「自立が困難な矯正施設退所者への福祉的支援に関する調査研究事業報告書」及び「好取組事例集」（平成 29 年度社会福祉推進事業により作成）も参考にされたい。

#### 《ポイント》

- 地方公共団体の責務等について規定された再犯防止推進法が施行されたことも踏

まえ、更なる事業の推進・充実のための必要な事業費の確保について、特段のご配慮をお願いしたい。

- 高齢障害被疑者等支援業務について、早期の業務開始のため、必要な地域生活定着支援センター職員の増配置や、地方検察庁、保護観察等の関係機関との協議等の準備を進められたい。
- 支援対象者の円滑な地域生活への移行が行われるよう努め、既存の福祉的支援等との一体的実施や他に利用可能な事業の活用等、地域の社会資源を生かした事業実施をお願いしたい。
- 地域の社会資源の本事業に対する理解・協力を促進するため、予算の加算を活用の上、地域の実情に応じた地域ネットワーク強化の取組を実施されたい。
- 令和2年度から開始した人材養成研修について、対象となる職員の積極的な受講について配慮されたい。
- 委託先の選定に当たっては、価格のみの評価ではなく事業の内容を中心とした総合的な評価を行うなど、事業の質、継続性の確保等の観点について配慮されたい。また、その事業運営に積極的に関与されたい。

(参考1) 再犯防止推進法(抄)

第4条第2項 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第8条第1項 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(次項において「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

第2項 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

第24条 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるよう努めなければならない。

(参考2) 再犯防止推進計画(抄)

- 矯正施設、保護観察所及び地域生活定着支援センター等の多機関連携の強化等  
法務省及び厚生労働省は、矯正施設、保護観察所及び地域生活定着支援センター

等の多機関連携により、釈放後速やかに適切な福祉サービスに結び付ける特別調整の取組について、その運用状況等を踏まえ、一層着実な実施を図る。また、高齢者又は障害のある者等であって自立した生活を営む上での困難を有する者等に必要な保健医療・福祉サービスが提供されるようにするため、矯正施設、保護観察所及び地域の保健医療・福祉関係機関等との連携が重要であることを踏まえ、矯正施設、保護観察所及び地域生活定着支援センターなどの関係機関との連携機能の充実強化を図る。【法務省、厚生労働省】

○ 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関等との連携の在り方の検討

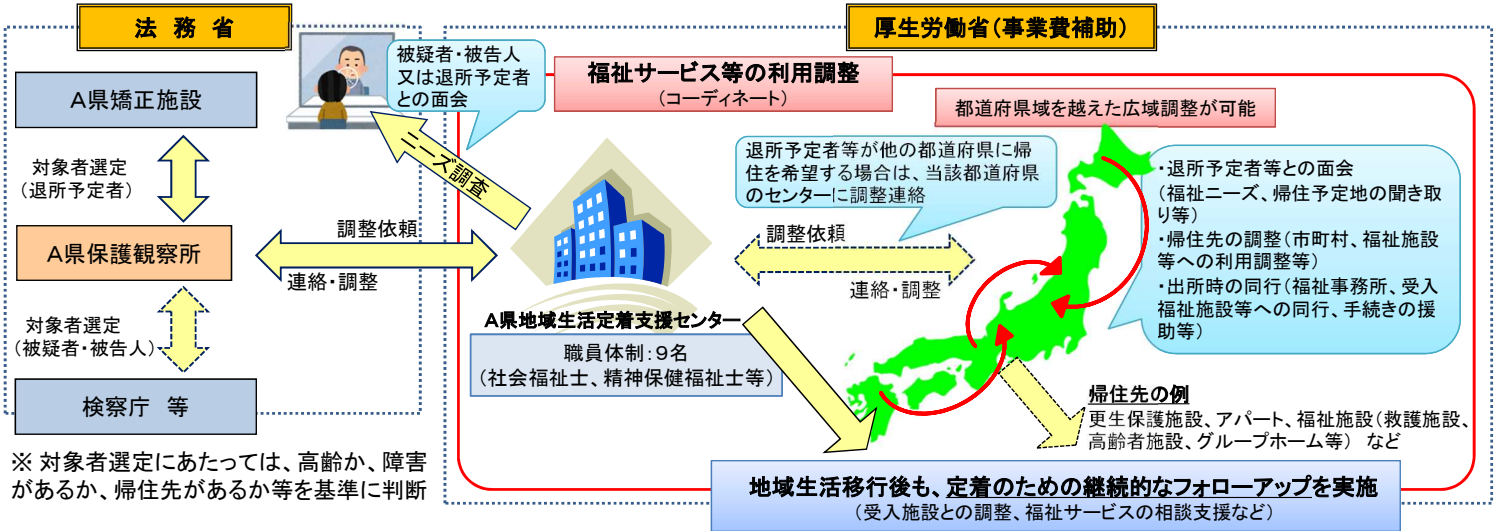
法務省及び厚生労働省は、Ⅱ第7.1(2)①ウに記載の地域ネットワークにおける取組状況も参考としつつ、一層効果的な入口支援の実施方策を含む刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関等との連携の在り方についての検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に基づき施策を実施する。【法務省、厚生労働省】

(参考3) 関連通知等

- 刑事施設、少年院及び保護観察所と地方公共団体、公共の衛生福祉に関する機関等との連携の確保について（平成21年4月1日付け法務省保観第206号、社援発第0401019号）
- 生活困窮者自立相談支援事業等の実施について（平成27年7月27日付け社援発0727第2号）別添地域生活定着促進事業実施要領
- 「地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針」について（平成21年5月27日付け社援総発第0527001号）（平成30年4月1日最終改正）
- 地域生活定着促進事業に係る質疑応答集（令和元年11月15日最終改正）

# 地域生活定着促進事業

- 平成21年度より、高齢又は障害により支援を必要とする矯正施設退所者に対して、**保護観察所と協働し退所後直ちに福祉サービス等につなげる「地域生活定着支援センター」**の整備を実施。
- 平成23年度末に全国47都道府県への整備が完了し、平成24年度からは**全国での広域調整が可能に**。
- 地域生活定着支援センターでは、①入所中から帰住地調整を行うコーディネート業務、②福祉施設等へ入所した後も継続的に支援するフォローアップ業務、③地域に暮らす矯正施設退所者に対して福祉サービスの利用等に関する相談支援業務を実施。
- 令和3年度、**刑事司法手続きの入口段階にある被疑者・被告人等で高齢又は障害により自立した生活を営むことが困難な者に対して、釈放後直ちに福祉サービス等を利用できるように支援**を行う高齢・障害被疑者等支援業務を開始予定。



## 地域生活定着促進事業の令和3年度における補助基準額(案)

### 1. 基本的な考え方

- 矯正施設退所者に対する支援については、令和2年度と同様に、矯正施設収容中から全国調整を行う基礎的な機能を担保し、かつ、業務件数に応じた必要な事業費を確保するため、基礎事業費と実績に応じた事業費からなる補助基準額を設定する。
- 令和3年度から被疑者・被告人等への支援(高齢・障害被疑者等支援業務)を開始するため、矯正施設退所者に準ずる基礎事業費を設定する。ただし、同業務の開始見込み時期に応じ、減額措置を行う。
- 円滑な調整及び支援を行うため、地域ネットワーク強化のための取組を行う場合は、事業費を加算する。

### 2. 補助基準額(案)

都道府県ごとに以下の合計額を補助基準額(定額補助)とする。

	補助基準額(案)
基礎事業費(矯正施設退所者支援分)	13,500千円 ((17,000千円(調査研究事業における試算から)+1,000千円(連携強化費))×3/4)
コーディネート業務・フォローアップ業務(矯正施設退所者支援分)の業務件数に応じた事業費	1件当たり80千円 (調査研究事業における試算から)
基礎事業費(被疑者・被告人支援分)	13,500千円(矯正施設退所者支援分に準ずる)×1/1、1/2又は1/4
地域ネットワーク強化の業務に応じた加算	最大3,000千円(1,000千円×3)

- ※ 基礎事業費及び業務件数に応じた事業費については、平成29年度社会福祉推進事業における調査研究事業による試算を算出の根拠としている。
- ※ 基礎事業費については、3/4相当により積算する。
- ※ 業務件数については、「地域生活定着促進事業実績状況調べ」における平成29年度～令和元年度のコーディネート業務の実績とフォローアップ業務の実績の合計(フォローアップ業務の実績については1/2相当)により積算する。各年度の実績は、それぞれの業務の「支援継続中件数」の合計と「年度内支援終了件数」の合計を足したものとす。
- ※ なお、積算に当たっては、業務件数の合計が101件以上の場合は50件ごと、100件以下の場合は25件ごとに区分けし、各区分の最大値(例：101件～150件は150件相当、76件～100件は100件相当)を3で除したものにより積算する。
- ※ 被疑者・被告人支援分の基礎事業費については矯正施設対象者支援分に準ずる。ただし、業務の開始見込み時期が令和2年4月から同年9月までの場合に全額を積算するものとし、同時期が同年10月から12月の場合は1/2に、令和3年1月から3月までの場合は1/4に減額し積算する。
- ※ 地域ネットワーク強化の業務に応じた加算は、①「地域福祉支援検討会の実施」(地域社会の支援対象者への理解を促進し、円滑な調整・支援及び地域生活への定着に資することを目的に行う地域の関係者を交えた事例を基にした支援検討会であって、地域で行う取組(都道府県域を対象に行うものを除く))、②「福祉事業者巡回開拓の実施」(地域の福祉資源を広く把握して支援協力者の確保を図るとともに本事業への理解を深めることで円滑な地域移行につなげるため、地域にある福祉関係の事業所等を巡回訪問する取組)、③「地域福祉研修の実施」(支援対象者を受け入れた福祉事業者及び今後の支援対象者の受入れが予想される福祉事業者等に対し、支援対象者への福祉支援のノウハウを広く共有することを目的に行う研修であって、地域で行う取組(都道府県域を対象に行うものを除く))を行う場合にそれぞれにつき1,000千円を加算する。

### 3. 留意事項

- 予算の配分に当たっては、都道府県の自主財源の状況も踏まえて検討する。
- この基準に依り難い場合には、個別協議による対応を検討。

# 高齢・障害被疑者等支援業務について

## 【要旨】

- 刑事司法手続きの入口段階にある被疑者・被告人等で高齢又は障害により自立した生活を営むことが困難な者に対して、釈放後直ちに福祉サービス等を利用できるようにするため、地域生活定着支援センターが支援を行う。

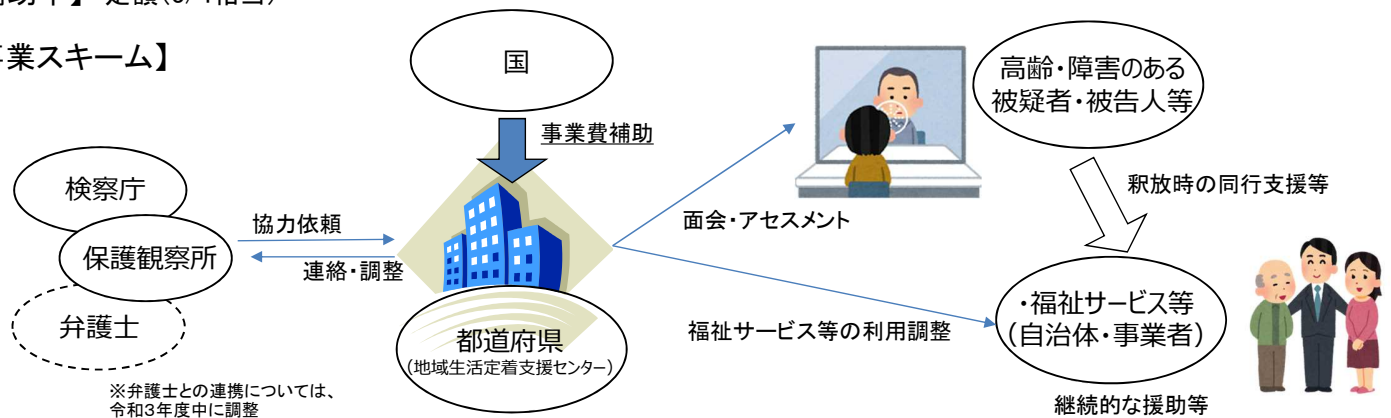
## 【事業内容】

- 保護観察所からの依頼に基づき、被疑者・被告人等と面会し、福祉ニーズ、釈放後の生活の希望等の聞き取りを行う。
- 市町村、福祉施設等への釈放後の福祉サービス等の利用調整、釈放時の福祉事務所、受入福祉施設等への同行、手続きの援助等を行う。
- 起訴猶予、執行猶予等による地域生活移行後は、受入施設との調整、福祉サービスの相談支援など定着のための継続的な援助等を行う。

【実施主体】 都道府県(社会福祉法人、NPO法人等に委託可)

【補助率】 定額(3/4相当)

## 【事業スキーム】



地域生活定着支援センターの令和元年度の支援状況と職員配置状況

	(単位:人)			(単位:人)	(単位:人)			(単位:人)	
	コーディネーター	フォローアップ	相談支援	職員配置 R2.3.31 現在	コーディネーター	フォローアップ	相談支援	職員配置 R2.3.31 現在	
北海道	83	150	25	12	滋賀県	18	22	109	8
青森県	15	27	10	4	京都府	31	48	19	6
岩手県	16	19	33	4	大阪府	63	105	67	7
宮城県	26	31	23	6	兵庫県	40	37	24	6
秋田県	9	11	11	5	奈良県	11	34	38	6
山形県	15	13	11	4	和歌山県	21	31	39	5
福島県	15	20	4	5	鳥取県	12	29	28	4
茨城県	16	50	2	5	島根県	13	8	4	4
栃木県	17	30	3	8	岡山県	15	46	28	4
群馬県	39	75	111	4	広島県	24	33	19	4
埼玉県	58	185	52	12	山口県	7	14	14	6
千葉県	40	57	98	6	徳島県	9	11	13	7
東京都	137	147	9	8	香川県	15	37	54	5
神奈川県	102	84	19	7	愛媛県	23	48	14	4
新潟県	48	29	30	5	高知県	13	21	17	4
富山県	5	8	3	4	福岡県	92	140	11	7
石川県	10	7	10	5	佐賀県	22	63	21	6
福井県	16	39	9	4	長崎県	49	112	192	5
山梨県	15	14	53	2	熊本県	26	58	18	7
長野県	15	32	7	4	大分県	17	41	32	6
岐阜県	6	12	12	6	宮崎県	28	24	19	5
静岡県	37	52	5	4	鹿児島県	29	56	4	5
愛知県	81	119	53	12	沖縄県	26	66	2	6
三重県	42	29	13	4	合計	1,467	2,324	1,392	267

- 各都道府県の人口規模や支援を受ける人の希望、福祉サービスの資源量その他、矯正施設の性質・定員等に偏在があることなどのため、上記の数値を比較等して、各都道府県の取組姿勢その他を評価することはできない。
- 上記のコーディネーターの数値は、支援を受けた人の実数であり、他のセンターに対応を依頼した件数は含まれていない。
- 上記の職員配置の数値は、常勤換算化されていない(非常勤や兼務の職員数も含まれている。)



# 連 絡 事 項

## 第1 共同募金運動について

赤い羽根共同募金（以下「共同募金」という。）は、昭和22年に「国民たすけあい運動」として始まった募金運動であり、地域住民の善意と助け合いの精神によって支えられ、地域福祉の増進に大きく寄与してきたところである。

共同募金の募金額は、平成7年度をピークに減少傾向が始まり、平成10年度以降は対前年を下回る状況が続いているが、現在、少子高齢化の進展に伴う人口減少、家族や地域、雇用環境の変容などによる、地域社会からの孤立など、多様で複合的な課題の発生に加えて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う、困りごとを抱える家庭や、居場所を失った人々に対する支援ニーズの増加など、国民の福祉ニーズは増大していく方向にある。

このような中、共同募金は、地域で募金が行われ、地域の社会福祉事業者やボランティア団体等が行う、社会福祉を目的とする事業活動に幅広く還元されるという特性から、地域の実情に応じた多様な取組を育成・支援することにより、各種社会保障・社会福祉制度に加えた重層的なセーフティネットの構築に資するものである。

昨年発生した、新型コロナウイルス感染症により社会経済が大きな影響を受けている中においては、中央共同募金会と各都道府県共同募金会が協働して、子ども食堂や、DV・虐待などで居場所を失った人に対する支援などを目的として、地域の民間団体活動に対する助成を実施したところである。

各自治体におかれては、共同募金の地域住民への普及・啓発、共同募金会と関係機関とのネットワークづくりへの支援など、その活性化に向け、協力・支援をお願いしたい。



## 令和2年度

## コロナ禍での緊急支援募金と助成の実績

### 赤い羽根 臨時休校中の子どもと家族を支えよう 緊急支援活動（旧キャンペーン）

臨時休校に伴い、社会的孤立が懸念される子どもや保護者を緊急的に支援する活動を応援

- 1団体あたり助成額：10万円
- 募金活動開始（R2.3.4～）
- 第1回（R2.3.19）、第2回助成決定（R2.3.26）
- 第3回助成決定（R2.4.30）



弁当の配達



### 赤い羽根 新型コロナ感染下の福祉活動応援全国キャンペーン

#### 子どもと家族の緊急支援助成（各都道府県共募実施）

子どもと家族をめぐる生活課題を解決するための活動や、見守りを兼ねた配食、環境衛生に配慮した居場所づくりなど、緊急支援活動を地域の状況をふまえて応援

- 1団体あたり助成上限額：10万円～数十万円

47都道府県で助成を実施中  
助成決定**861**件 さらに助成継続中

#### 居場所を失った人への緊急活動応援助成（中央共募実施）

虐待やネグレクト、家庭内暴力（DV）などの状況により家にいられない、職や家を失うなど、コロナ禍の影響で居場所を失い、孤立する人々に対する相談支援、居場所やシェルターの提供などの緊急支援活動を応援

- 1団体あたり助成上限額：300万円

第1回公募：**21**件の助成決定  
第2回公募：**29**件の助成決定

#### フードバンク活動等応援助成（中央共募実施）

困窮・孤立する家庭や人々を支援する施設・団体などへ、企業や地域から寄贈された食料を緊急的に届けるフードバンク、フードパントリーなどの活動を応援

- 1団体あたり助成上限額：100万円～300万円

第1回公募：**120**件の助成決定  
第2回公募：**114**件の助成決定  
第3回公募の実施について検討中

#### withコロナ 草の根活動応援助成（中央共募実施）

草の根のボランティア団体・NPO等による、withコロナにおいて持続可能な活動を行うため、新たな活動を展開するためのツール・資材等の整備などを応援

- 1団体あたり助成額：10万円

第1回公募：**148**件の助成決定  
第2回公募：**203**件の助成決定  
第3回公募：2/25まで公募受付、現在審査中

## 第2 社会福祉事業従事功労者等に対する厚生労働大臣表彰等について

社会福祉事業功労者等に対する厚生労働大臣表彰については、社会福祉事業等に尽力し、その功績が特に顕著と認められる者に対し実施しているところであり、例年、都道府県、指定都市、中核市においては、候補者の推薦、被表彰者への連絡等を行っていただいているところである。

令和3年度の大員表彰実施に際しては、後日、実施要領を送付するとともに、候補者の推薦依頼等を行うこととしており、推薦調書については、7月を提出期限とする予定であるので、候補者の功績内容の精査等をお願いする。

なお、大臣表彰等については、近年、推薦後の取下げ等が散見されることから、推薦要件等を十分踏まえた上で、確実な推薦をお願いする。

（参考）

全国社会福祉大会日程（予定）

開催日 2021年11月19日（金）

場所 メルパルクホール（東京都港区芝公園）

# 参 考 资 料

## 令和3年度 社会・援護局関係主要行事予定<社会関係>

月	行 事	開催場所	開催日等	所 管
4月				
5月				
6月				
7月				
8月				
9月	・自殺予防週間	全国	10日～16日	自殺対策推進室
10月	・共同募金運動 ・全国民生委員児童委員大会	全国 京都府	10月～3月 26日（火）～27日（水）	総務課 地域福祉課
11月	・福祉人材確保重点実施期間 ・介護の日 ・生活困窮者自立支援全国研究交流大会 ・全国社会福祉大会	全国 全国 愛知県 東京都 (メルパルク東京)	4日（木）～17日（水） 11日（木） 13日（土）～14日（日） 19日（金）	福祉人材確保 対策室 福祉人材確保 対策室 生活困窮者自 立支援室 総務課
12月				
1月	・全国厚生労働関係部局長会議 ・介護福祉士国家試験（筆記試験）	厚生労働省 全国各会場	1月中旬 30日（日）	厚生労働省 福祉人材確保 対策室
2月	・社会福祉士国家試験（筆記試験）	全国各会場	6日（日）	福祉人材確保 対策室
3月	・自殺対策強化月間 ・社会・援護局関係主管課長会議 ・生活保護関係全国係長会議 ・介護福祉士国家試験（実技試験）	全国 厚生労働省 厚生労働省 全国各会場	3月1日～31日 3月上旬 3月上旬 6日（日）	自殺対策推進室 総務課 保護課 福祉人材確保 対策室
調整中	・生活保護担当ケースワーカー全国研修会 ・日常生活支援住居施設管理職員等資質向上研修 ・生活保護就労支援員全国研修会 ・生活保護法施行事務監査に係る生活保護指導職員会議 ・新任査察指導員研修会 ・全国生活保護査察指導に関する研究協議会	オンライン開催を検討中 未定 未定 未定 未定 未定		保護課 保護事業室 保護事業室 自立推進・ 指導監査室 自立推進・ 指導監査室 自立推進・ 指導監査室

## 令和3年度予算(案)の概要

社会・援護局(社会)

令和3年度 予算(案)額	2兆9,772億円
令和2年度 当初予算額	2兆9,759億円
差引	+13億円
	(対前年度比率+0.04%)

※ 復興特別会計分を含む。

※ 令和2年度当初予算額は、臨時・特別の措置(10億円)を除く。

### 《主要事項》

I	地域共生社会の実現に向けた地域づくり	2
	○ 相談支援、参加支援、地域づくりの一体的実施による重層的支援体制の整備促進	
	○ 生活困窮者自立支援・ひきこもり支援の推進	
	○ 自殺総合対策の推進	
	○ 成年後見制度の利用促進	
	○ 矯正施設退所者の地域生活定着支援	
II	生活保護制度の適正な実施	6
	○ 生活保護に係る国庫負担	
	○ 生活保護の適正実施の推進	
	○ 都道府県等における指導・監査体制の確保	
III	福祉・介護人材確保対策等の推進	8
	○ 福祉・介護人材確保対策の推進	
	○ 外国人介護人材の受入環境の整備	
	○ 社会福祉法人や社会福祉施設等に対する支援	
IV	災害時における福祉支援	11
	○ 東日本大震災等の被災者に対する見守り・相談支援等の推進	
	○ 被災地(福島県)における福祉・介護人材確保対策	
	○ 災害時における福祉支援体制の整備促進	

# I 地域共生社会の実現に向けた地域づくり

## 1. 相談支援、参加支援、地域づくりの一体的実施による重層的支援体制の整備促進

### (1) 重層的支援体制整備事業の実施【新規】 76億円

令和2年6月に改正された社会福祉法に基づき、市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援の推進、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業を実施する。

※ 予算額は、老健局、障害保健福祉部、社会・援護局(社会)、子ども家庭局においてそれぞれ計上した額を合算したものの。

### (2) 重層的支援体制の整備に向けた支援等【一部新規】 40億円(39億円)

市町村による重層的支援体制整備事業の実施に向けた準備支援、都道府県による市町村への後方支援、重層的支援体制整備事業に従事する者等の人材養成を行う。

## 2. 生活困窮者自立支援・ひきこもり支援の推進【一部新規】

554億円(489億円)

休業等に伴う収入減少により、生活に困窮し、住居を失った又は失うおそれが生じている方に対し、アパート等への入居支援や定着支援、住居確保給付金の支給等を行う。

また、ひきこもり状態にある者など、社会的に孤立しやすく、自立に向けた寄り添った支援が必要な者や、経済的困窮のみならず様々な生活課題を抱える者への支援を推進する。(就職氷河期世代活躍支援プランの実施に関するものを含む。)

### <主な充実内容>

#### ① 生活困窮者等への住まい確保・定着支援【新規】

生活困窮者及び生活保護受給者の居宅生活移行を支援するため、転居先となる居宅の確保に関する支援や、各種契約手続き等に関する助言、安定した居宅生活を継続するための定着支援を推進する。

#### ② 生活困窮者への住居確保給付金の支給

住居確保給付金の支給期間について、最長9か月であるところ、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和2年度中に新規申請をして受給を開始した方について、最長12か月に延長できることとするなど、支援を強化する。

(次頁へ続く)

<主な充実内容（続き）>

③ ひきこもり支援及び地域社会に向けた情報発信の推進

地域社会に対してひきこもり支援に関する情報発信を行い、ひきこもり当事者や家族が孤立せず、相談しやすい環境づくりを推進する。

また、令和2年度に引き続き、自立相談支援機関へのアウトリーチ支援員の配置やひきこもり地域支援センターと自立相談支援機関の連携強化、ひきこもり状態にある者の居場所づくり等の支援を推進する。

(参考) 令和2年度第三次補正予算(案)

○個人向け緊急小口資金等の特例貸付の実施 4, 199億円

新型コロナウイルス感染症の影響による休業等から収入が減少し、一時的な資金が必要な方に対し、引き続き緊急の貸付を実施するため、現行令和2年12月末までの申請期限を令和3年3月末まで延長する。

○生活困窮者自立支援の機能強化、ひきこもり支援の推進

新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 140億円の内数

自立相談支援機関の支援員の加配等による体制強化とともに、家計改善支援の体制強化、就労準備支援等のICT化、住まい支援の強化等を進めることにより、生活困窮者自立支援の機能強化を図る。

また、ひきこもり当事者等によるSNS等を活用したひきこもり支援を充実・促進するとともに、官民協働で社会参加等に向けた支援に取り組む「市町村プラットフォーム」の設置・運営を促進する。



### **3. 自殺総合対策の推進**

#### **(1) 地域自殺対策強化交付金による自殺対策の推進【一部新規】**

**28億円（26億円）**

自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱に基づき、地域の実情に応じた実践的な自殺対策の取組を支援する。

また、SNS等を活用した相談体制を強化し、相談から具体的支援につなげるため、地域のネットワークを活用した包括的な支援体制を構築するとともに、コロナ禍において、民間団体が実施する相談体制等への継続的な支援を行う。

(参考) 令和2年度第三次補正予算(案)

##### **○自殺防止対策に係る相談支援の体制強化**

新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 140億円の内数

新型コロナウイルス感染症の影響による自殺リスクの高まりが今後も懸念されることから、引き続き、自治体の実施する自殺防止に関する相談支援体制の拡充等への支援を行う。

#### **(2) 指定調査研究等法人機能の確保等【一部新規】** 6.7億円（6.7億円）

我が国の自殺対策の中核として機能する指定調査研究等法人が行う調査研究の充実や地域の自殺対策への取組支援、地域自殺対策推進センターの運営のために必要な支援を行い、更なる自殺対策を推進する。

### **4. 成年後見制度の利用促進**

#### **(1) 成年後見制度の利用促進のための体制整備** 5.9億円（8.0億円）

成年後見制度利用促進基本計画及び認知症施策推進大綱を踏まえ、中核機関の整備や市町村計画の策定などを引き続き推進する。

また、後見人等の意思決定支援研修を全国的に実施する。

(参考) 令和2年度第三次補正予算(案)

##### **○中核機関等における相談支援体制の整備促進**

新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 140億円の内数

中核機関の相談支援等におけるオンライン活用の推進、山間部等の条件不利地域での体制整備に向けた都道府県・市町村の共同・連携を促進する。

##### **○成年後見制度利用促進に係る現状調査**

**33百万円**

中核機関等の体制整備を進める上での課題や支援ニーズを把握するため、各市町村における成年後見制度利用促進に係る取組状況を調査する。

## (2) 成年後見制度の担い手の確保や制度の利用に係る費用の助成

地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)137億円(82億円)の内数<老健局にて計上>

地域支援事業交付金1,942億円(1,972億円)の内数<老健局にて計上>

地域生活支援事業費等補助金513億円(505億円)の内数<障害保健福祉部にて計上>

市民後見人や法人後見といった成年後見制度の担い手の育成を推進するとともに、低所得の高齢者・障害者に対する成年後見制度の申立費用や報酬の助成等を推進する。

## **5. 矯正施設退所者の地域生活定着支援【一部新規】**

13億円(8.3億円)

各都道府県の設置する地域生活定着支援センターが、矯正施設退所者に加え、高齢又は障害により支援を必要とする被疑者・被告人等に対し、司法関係機関等と連携・協働しつつ相談支援を実施することにより、その社会復帰及び地域生活への定着を支援する。

## Ⅱ 生活保護制度の適正実施

### 1. 生活保護に係る国庫負担

(1) 保護費負担金 2兆8, 218億円 (2兆8, 219億円)

生活保護を必要とする人に対して確実に保護を実施するため、生活保護制度に係る国庫負担に要する経費を確保する。また、生活保護制度が国民の信頼に応えられるよう、就労による自立支援の強化等を進める。

(2) 保護施設事務費負担金 302億円 (301億円)

保護施設の運営に必要な経費を負担する。

### 2. 生活保護の適正実施の推進【一部新規】

161億円 (160億円)

(1) 生活保護の適正実施

生活保護の適正な運営を確保するため、レセプトを活用した医療扶助の適正化や、収入資産調査の充実強化等による認定事務の適正化等を実施する地方自治体の支援を行うなど生活保護の適正実施を推進する。

(2) 被保護者健康管理支援事業の円滑な実施

改正生活保護法に基づき、令和3年1月から施行される被保護者健康管理支援事業を円滑に実施するために必要な経費を確保する。

(3) 生活困窮者等への住まい確保・定着支援【新規】

生活困窮者及び生活保護受給者の居宅生活移行を支援するため、転居先となる居宅の確保に関する支援や、各種契約手続き等に関する助言、安定した居宅生活を継続するための定着支援を推進する。

(参考) 社会福祉施設等整備費 (障害保健福祉部において一括計上)

従来 of 保護施設等に加え、日常生活支援住居施設の施設整備に要する費用を補助する。

(参考) 令和2年度第三次補正予算(案)

○保護施設等における感染拡大防止対策に係る支援

新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 140億円の内数

保護施設等について、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、都道府県等が施設等へ配布する衛生用品の卸・販社からの一括購入等、施設等の消毒、感染症予防の広報・啓発、無料低額宿泊所の入居者等の感染拡大防止のため一時滞在場所確保、事業継続に向けた各種取組を支援する。

○感染症拡大に伴う面接相談等体制の強化

新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 140億円の内数

新型コロナウイルス感染拡大等による生活保護の相談や申請の増加に対応するため、生活保護の専門的知識を有する面接相談から保護の決定、その後の就労支援等による自立支援までの補助業務を行う非常勤職員を雇い上げることにより福祉事務所の体制を強化する。

○生活保護業務のデジタル化の推進

4.8億円

生活保護業務の効率化や負担軽減、新型コロナウイルス等の感染拡大防止の観点から、業務負担の軽減に向けたRPA等のITの導入、業務のオンライン化等を試行的に実施する自治体を支援する。あわせて、自治体が実施する試行事業の課題や効果の検証、業務プロセス及び基幹システムの標準化に向けた調査研究を実施する。

※社会福祉施設等施設整備費（障害保健福祉部において一括計上）

新型コロナウイルス感染症の拡大防止策を講じるため、無料低額宿泊所の個室化等に要する費用を補助する。

### 3. 都道府県等における指導・監査体制の確保

19億円（19億円）

都道府県及び指定都市本庁に生活保護指導職員を配置し、管内福祉事務所に対する指導、監査及び査察指導を適格に実施する体制を確保し、適正な保護の実施を推進する。

また、「国の行政機関の機構・定員に関する方針」（平成26年7月25日閣議決定）を踏まえ、計画的な見直し等を行う。

### Ⅲ 福祉・介護人材確保対策等の推進

#### 1 福祉・介護人材確保対策の推進

##### (1) 地域医療介護総合確保基金による総合的・計画的な介護人材確保の推進【一部新規】

地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）137億円の内数＜老健局にて計上＞

地域の実情に応じた総合的・計画的な介護人材確保対策を推進するため、介護人材の「参入促進」「労働環境・処遇の改善」「資質の向上」を図るための多様な取組を支援する。

##### (2) 介護事業所における多様な働き方の導入【新規】

地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）137億円の内数＜老健局にて計上＞

多様化・複雑化する介護ニーズに限られた人材で対応していくため、多様な働き方、柔軟な勤務形態による効率的・効果的な事業運営の実践を行い、成果を全国展開する。

##### (3) 介護の仕事の魅力等に関する情報発信 5.6億円（6.8億円）

関係団体との協働の下で、先進的な「介護」を知るための体験型イベントの開催や、若年層、子育てを終えた層、アクティブシニア層に対する個別のアプローチなど、介護の仕事の魅力等に関する情報発信の取組を進める。

##### (4) 介護人材の確保のための新たな返済免除付き貸付事業の創設

地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）137億円の内数＜老健局にて計上＞

少子高齢化の進展等に加え、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策により介護施設等における業務が増大し、人手不足が更に深刻化していることから、新たな返済免除付き貸付事業を創設し、更なる介護人材の確保・定着を促進する。

#### ア. 福祉系高校に通う学生に対する支援【新規】

福祉系高校に通い介護福祉士の資格取得を目指す学生に対する「福祉系高校修学資金貸付事業」を創設し、若者の介護分野への参入を促進する。

#### イ. 他業種で働いていた者等多様な人材の介護分野への参入促進に対する支援【新規】

介護分野への就職を目指す他業種で働いていた者等に対する「介護分野就職支援金貸付事業」を創設し、幅広い人材の介護分野への参入を促進する。

※ 上記のほか、福祉分野の人材確保のため、「福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業」及び「障害福祉分野就職支援金貸付事業」を創設し、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金における介護福祉士修学資金貸付事業を活用して実施。

(参考) 令和2年度第三次補正予算(案)

- 介護福祉士修学資金等貸付事業における貸付原資の確保 69億円  
介護福祉士資格の取得を目指す者等に対する修学資金の貸付原資の積み増しを行い、人材の確保等を促進する。
- 福祉分野への参入促進のためのプッシュ型情報提供体制の強化 6.9億円  
求人事業所の詳細情報や求職者にとって有益な情報を個々の状況に応じダイレクトに発信するプッシュ型情報提供体制を強化することにより、福祉分野における人材の確保を図る。

- (5) 社会福祉事業従事者の養成・研修等 4.3億円(3.8億円)  
指導的社会福祉従事者の養成を行う日本社会事業大学の運営支援など、福祉・介護人材確保対策を推進する。

## 2 外国人介護人材の受入環境の整備等

- (1) 外国人介護人材の受入環境の整備【一部新規】 9.5億円(11億円)  
新たな在留資格「特定技能」の創設等により、今後増加が見込まれる外国人介護人材が国内の介護現場で円滑に就労・定着できるよう、日本語学習の支援や介護技能の向上のための研修、介護業務の悩み等に関する相談支援、外国人介護人材受入れ促進のための海外へのPR、特定技能制度の介護技能評価試験等の実施による受入環境の整備を推進する。
- (2) 経済連携協定(EPA)などに基づく外国人介護福祉士候補者の受入支援 4.3億円(4.3億円)  
経済連携協定(EPA)などに基づき、インドネシア、フィリピン、ベトナムから入国する外国人介護福祉士候補者を円滑かつ適切に受け入れるため、介護導入研修や受入施設の巡回訪問、日本語や介護の学習支援等を実施する。

## 3. 社会福祉法人や社会福祉施設等に対する支援

- (1) 小規模社会福祉法人等のネットワーク化の推進 4.1億円(12億円)  
地域共生社会の実現に向け、小規模な社会福祉法人等による地域貢献事業の推進を図るため、複数法人が参画するネットワークを構築し、ネットワーク参画法人による協働事業の試行、これらの事業の実施に必要な合同研修や人事交流等の取組を推進する。

(2) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の円滑な実施に係る支援

265億円(274億円)

社会福祉法人が経営する社会福祉施設等の職員のための退職手当共済制度を安定的に運営させることにより、社会福祉施設等に従事する職員の処遇の確保を図る。

(3) 独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付事業等

51億円(54億円)

社会福祉法人や医療法人等に対して、社会福祉施設や病院等の設置・整備又は経営に必要な資金の貸付け等を行い、社会福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図る。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により休業した又は事業を縮小した医療・福祉事業者の資金繰りを支援するため、無利子・無担保等の危機対応融資を引き続き実施する。

<参考：財政投融资資金計画等案>

① 貸付枠の確保

資金交付額	17,744億円
〔福祉貸付	6,270億円〕
〔医療貸付	11,474億円〕

② 福祉貸付事業における貸付条件の主な改善

- ・老朽民間社会福祉施設整備計画の延長に伴う無利子貸付の措置期間の延長

(参考) 令和2年度第三次補正予算(案)

○医療・福祉事業者への資金繰り支援 1,037億円

新型コロナウイルス感染症の影響により休業した又は事業を縮小した医療・福祉事業者の資金繰りを支援するため、独立行政法人福祉医療機構による無利子・無担保等の危機対応融資を引き続き実施するとともに、審査体制の拡充等を行う。

(4) 隣保館の耐震化整備等の推進

4.4億円(4.4億円)

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、耐震化に課題を抱えている隣保館の整備等を行う。

## IV 災害時における福祉支援

### 1. 災害時における見守り・相談支援等の推進

#### (1) 東日本大震災の被災者に対する見守り・相談支援等の推進

復興庁所管「被災者支援総合交付金」125億円の内数

東日本大震災により仮設住宅等に入居する被災者が、安心して日常生活を営むことができるよう、相談員の巡回による見守りや相談支援等を行い、孤立防止や地域コミュニティの構築を支援する。

#### (2) 被災者に対する見守り・相談支援等の推進

13億円（13億円）

大規模な災害により仮設住宅等に入居する被災者が、安心して日常生活を営むことができるよう、相談員の巡回による見守りや相談支援等を行い、孤立防止や地域コミュニティの構築を支援する。

### 2. 被災地（福島県）における福祉・介護人材確保対策

1. 8億円（1.8億円）

福島県相双地域等における福祉・介護人材の確保を図るため、当該地域の就労希望者に対する就職準備金等の貸付けや応援職員の確保に対する支援等を実施する。

### 3. 災害時における福祉支援体制の整備推進

#### (1) 災害福祉支援ネットワーク構築の推進【一部新規】

1. 0億円（0.8億円）

災害時における避難所等での要配慮者支援を行うため、新たに「災害福祉支援コーディネーター(仮称)」の配置を支援するなど、都道府県における「災害派遣福祉チーム(DWAT)」の組成・強化を支援する。

#### (2) 災害ボランティア活動への支援の推進

2. 8億円（2.8億円）

災害時に社会福祉協議会による災害ボランティアセンターを迅速かつ適切に設置・運営できるよう、国、都道府県、市町村の各段階で平時からの実践的な研修や実地による訓練を推進する。